

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンスコードの各原則については、当社ウェブサイト 会社概要「コーポレートガバナンス」にて「コーポレートガバナンスコード当社取組方針」として開示を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三井住友銀行	918,600	4.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	903,000	4.65
ウェルネット株式会社	825,656	4.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	779,300	4.01
東京中小企業投資育成株式会社	612,200	3.15
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	582,300	3.00
宮澤 一洋	471,395	2.42
株式会社北洋銀行	401,800	2.07
株式会社光通信	385,300	1.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	371,000	1.91

支配株主(親会社を除く)の有無 -----

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安藤 均	その他											
佐藤 元宏	公認会計士								△			
花澤 隆	その他								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

安藤 均	○	○	----	安藤均氏は金融機関において長年、金融実務を経験してきた実績のほか、業務管理、リスク管理等の実務経験を有し管理面の強化に実績を上げてきており、また、一般企業において総務、財務、経理のマネジメント、担当役員、取締役としての経験も有しており、現職においては常勤監査役の実績を有しております。そのような、幅広い経験及び見識を踏まえ、今回移行する監査等委員会制度における公正かつ透明性の高い経営判断を期待できることから、社外取締役（常勤監査等委員）に選任いたしました。
佐藤 元宏	○	○	佐藤 元宏氏は当社の会計監査法人である新日本監査法人を平成23年6月に退職しております。	佐藤元宏氏は公認会計士としての専門知識、豊富な経験、複数監査法人の経営管理職を歴任されたほか、他社の社外監査役としての豊富な経験を有しており、企業会計、監査業務に精通されておられます。同氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験は有りませんが、企業において発生する問題の多くについて実体験をもってご存知であり、その経験による指導は当社のガバナンス強化・維持に大変有益です。平成28年9月からは当社の社外監査役として、取締役会において積極的かつ的確な指摘を行ってきており、当社経営の監督・監査に多大な貢献をされております。これらの経験及び実績を今回移行する監査等委員会制度における公正かつ透明性の高い経営判断を期待できることから、社外取締役（監査等委員）に選任いたしました。
花澤 隆	○	○	花澤 隆氏は当社の取引先である日本電信電話(株)を平成21年9月に退任しております。	花澤隆氏は日本電信電話株式会社において、長年ネットワーク技術分野を中心とした研究開発に携わってきました。また同社取締役研究企画部門長、NTTアドバンステクノロジー株式会社代表取締役社長を歴任され、経営者としての見識、実績も豊富に有しておられます。また、昨年当社顧問にご就任いただき、札幌事業所のマネジメントや技術経営に関し、システムに知見のある経営者として、的確な指導、助言を数多くいただきました。これらの経験及び実績を当社のシステム開発運営面の高度化に活かしていただくと共に、今回移行する監査等委員会制度における公正かつ透明性の高い経営判断を期待できることから、社外取締役（監査等委員）に選任いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし				

現在の体制を採用している理由

更新

監査等委員会を補助する体制としては明確化しておりませんが、監査等委員会は、その監査等が実効的に行われることを確保するための体制を整備するため、補助使用人、または監査等委員会への報告体制等について、監査等委員会としての基本方針を決定し、必要があると認めたときは、取締役会に対して報告若しくは提案又は意見の表明を行うこととしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

監査等委員会は、内部監査部門に対して監査等委員会の監査方針および監査計画を示すとともに、内部監査部門より内部監査計画、個別の内部監査結果等について報告を受けるほか、内部監査部門と兼密な連携を図り、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築して

おります。
また、会計監査人と監査等委員会は定期的な会合を設け、意見交換、情報交換を通じて、相互連携を図っております。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	3 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 更新

業績向上による企業価値向上への強い意識をもち、同時に株主重視の姿勢を明確にすることを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	
---------------------------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない
----------------------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬等の額につきましては、有価証券報告書及び事業報告において総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新	なし
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

[社外取締役のサポート体制] 更新

取締役及び監査等委員である社外取締役は、その職務の遂行に必要な情報について、関連する部門へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。また経営会議の議事録については、取締役会における定期報告だけでなく随時報告を実施し、社外取締役と検討内容を共有するとともに、意見を求める運用を行っております。
また監査等委員会については、現在、監査等委員を支援する人員を配置していませんが、監査等委員の職務の必要に応じ、内部監査室をはじめ適宜、各部門の人員が支援にあたる体制としています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、取締役5名（うち監査等委員である社外取締役3名）で構成されており、月1回定時取締役会を、また必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、迅速に法令及び定款に定められた事項、当社の重要事項等に係る意思決定を行っております。
取締役会決議事項は執行役員および部門長で構成する経営会議にて事前審議を行っており、その事前審議内容を踏まえて、取締役会において

十分な検討が行われており、また業務運営上の重要事項についても担当取締役から適切な報告が行われております。監査等委員である社外取締役は、高い独立性を有しており、その監査等委員に対し取締役会での議決権を付与することで、独立した客観的な立場から、取締役及び執行役員に対する実効性の高い監督を行っております。

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員である社外取締役3名により、監査等委員会を組織しており、月1回定時監査等委員会を開催しております。また監査等委員会は独立社外取締役3名で構成され、取締役会に出席して討議・決議状況をチェックし、積極的に意見陳述をしております。監査等委員による監査の状況は、取締役会への出席に加え、重要会議等への出席、取締役からの聴取、稟議書・重要書類等の監査等を通じて、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査しております。また、内部監査室や会計監査人との情報交換を積極的に行っております。

会計監査は、第三者である会計監査人から適正な監査を受けるとともに、重要な会計的課題については随時、相談・検討を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、健全で透明性が高く、効率的で開かれた経営を実現することを目指しております。そのために、迅速な意思決定及び取締役相互間の経営監視とコンプライアンスの徹底、株主等ステークホルダーを重視した透明性の高い経営、ディスクロージャーの充実とアカウントビリティの向上に努めてきております。

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、適切かつ速やかな情報開示を行ってきております。

その実現のために、当社は、第36期より監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社は取締役会において、経営の意思決定及び監督を行っており、企業戦略等の方向性、重要な事案・リスクの分析と対応方針等を審議するとともに方針を決定しております。監査等委員会設置会社への移行に伴い、むしろ取締役会における経営執行の監理・監督責任を強化する方針にて、取締役5名のうち、監査等委員である社外取締役3名に取締役会議決権を付与することで、独立した客観的な立場から、監理・監督責任の実効性を確保するとともに、より公正かつ透明性の高い経営を行っております。また監査等委員3名は、全員独立役員として登録しているとともに、他社の経営者、監査役、会計監査人等幅広い経験を有しており、それらの知識や経験を活かして、取締役会での適切な意見、判断を行う体制としております。

なお意思決定の迅速化のために、経営会議を定期的に開催し、執行役員を中心に、企業戦略等の方向性、重要な事案・リスクの分析と対応方針等を審議し、その内容について取締役会と迅速な連携を行い、随時意思決定を仰ぐ体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めています。 2018年9月定時株主総会については招集通知を法定期日より早く、開催日の23日前（9月4日）に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主の皆様が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきであり、当社は9月下旬の開催であり、開始時間を午後2時とするなど、他社株主総会とは重ならないように開催日の設定を行っています。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、2013年9月開催の定時株主総会より、インターネットによる議決権電子行使ができる環境を整備しました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームの利用については今後検討してまいります。
招集通知（要約）の英文での提供	2015年9月開催の定時株主総会から招集通知の英訳を当社ホームページに開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を不定期に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期において、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ（ http://www.well-net.jp/ ）において、事業報告書、有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、決算説明会資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社管理部にIR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ウェルネット コンプライアンス行動規準」において、ステークホルダーの立場の尊重について定めております。 また、当社は会社としての存在意義と社員の行動指針を“ウェルネットアレー※”として定め、役職員へ徹底しております。具体的には、社内に掲示するとともに、記載したカードを常時携帯して行動の拠りどころとなるように周知徹底しております。 (※アレーとはギリシャ語で「徳」、「優れたもの」、「卓越したもの」を意味します。) (ウェルネットアレー) ・“あったら便利なくみ”を作り続けることで社会に貢献します。 ・その「しくみ」を広く世の中に提案・普及させます。 ・そこから得た「利益」を社員、株主、次への投資として配分します。 (ウェルネット社員アレー) ・既成概念にとらわれず発想します。 ・まず自分の頭で考え、全体最適な提案をします。 ・議論はオープンに行い「決めるべき人」が決め、組織として実行します。 ・「誰が」「何を」「いつまでに」を常に明確にします。 ・実行結果を検証し、さらに改善、を繰り返します。 ・報告は正直、正確、迅速に行います。 ・提供役務と対価を文書化して合意後に取引を行います。 ・清廉を旨とし、接待、贈り物を受けません。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、情報処理サービスを手掛けるITベンチャーとして札幌市で創業し、2014年(平成26年)12月19日に東証1部に上場を果たし、この機会に“企業市民”として、ふるさと・北海道に恩返しをするべく、北海道経済活性化に貢献できる方法を模索しておりました。 システム開発を中心とする情報産業は日本のみならず全世界をマーケットにすることができ、北海道経済発展につながる有望産業です。その担い手たる学生を多く育てている北海道内4校の国立高等専門学校を支えることは今後の北海道にとっても重要課題だと感じております。そこで、「これらの学生を経済的に支援し、心置きなく勉学に励んでもらう環境づくりを支援する基金を設立したい」と考え、道内高専4校とも賛成をいただいたことから、基金運用について長い実績とノウハウを持つ北海道新聞社会福祉振興基金に協力を仰ぎウェルネットが拠出する1億円を活用して道内高専生を対象とする新たな奨学金制度「道新みらい君・ウェルネット奨学金」(道新社会福祉振興基金管理)を創設いたしました。 その結果、2016年3月末までに30名の学生に約700万円を支援、2016年4月から2017年3月末までに46名の学生に約860万円を支援、さらに2017年4月から2018年3月末までに89名の学生に約987万円を支援いたしました。支援を受けた学生からは数多くのお手紙をいただき、それにより逆に当社が励まされる、素晴らしい学校との関係が構築できました。なお、社会貢献活動は継続させることが何よりも重要との考え方より、2016年6月期には更に6千万円を積み増すなど、今後も一市民として地域社会への貢献を継続してまいります。 また、2017年春、札幌事業所内に企業内保育所を設置しております。この保育所を有効活用することで、現在子育てのために働くことができないSE・プログラマーの労働環境の向上にも結び付くものと期待しております。同時にコーポレートガバナンスコードにある、女性の能力の有効活用のための施策にもなると考えております。 このほか、環境問題については、会社としての経営に直結する問題として考え、これまで多数のサーバーを札幌事業所内のサーバールームで維持運用してきましたが、2015年7月までに、外部のデータセンターへ移行し、高効率で仮想化技術を活用したサーバーへの切り替えを実施し、エネルギーの削減を図ってきております。今後も社会・環境問題をはじめとするサステナビリティに関する課題に取り組んでまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ウェルネット コンプライアンス行動規準」において、情報の適時・適切な開示について定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、という4つの目的達成のために、企業内のすべての者によって遂行されるプロセスである内部統制システムを構築しております。

また、内部統制システムにおいては、統制環境・活動を整備することの他に情報の伝達経路を確保し、リスクに対応する体制を構築することが不可欠と考えております。

これらのことを念頭においた、当社の基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりとなっております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「組織規程」等の規程を整備し、各職位が明確な権限と責任を持って業務を遂行することで内部統制を図り、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

また、法令遵守の立場から、コンプライアンス体制の基礎として、役員及び社員が遵守すべき、「ウェルネットコンプライアンス行動規程」を定めております。

監査等委員会は、取締役会及び重要会議への出席、取締役からの聴取、稟議書・重要書類等の監査を通じて取締役の職務を含めたコンプライアンス体制に問題点がある場合の把握に努めております。

内部監査は、社長の指示により内部監査室によって各部門の業務監査を実施し、その報告は社長に直接行うことで、取締役による適切な職務執行を確保しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い保存及び管理を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

通常は、定時及び臨時の取締役会、経営会議、全体会議、各部門会議等の会議体において、各業務執行部門で収集されたリスク情報及び問題提起がなされ、その検討及び対応策に関する意思決定を行い、社内に周知徹底を図っております。また、社外からのリスク情報については、顧問弁護士や監査法人等から入手するとともに、外部者向けの通報窓口を設置し入手しており、弁護士や監査法人等から公正・適切な助言・指導を受け、対応しております。

緊急時は、すみやかに取締役会を招集し、事実関係の確認を行ったうえで、その対応にあたっております。特に個人情報保護重視の観点から、個人情報漏洩時においては、プライバシーマークの認証基準に基づく「個人情報保護運用マニュアル」によって対応することとしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役による迅速な意思決定を旨として、月1回の定時取締役会、及び機動的な臨時取締役会の開催、または書面決議による機動的な意思決定を行っております。

また、取締役及び社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「職務権限規程」「業務分掌規程」「組織規程」を定めております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人のコンプライアンス推進のために、「ウェルネットコンプライアンス行動規程」を定めており、法令の遵守、インサイダー取引の禁止、情報・リスク管理、人権尊重などの規程の趣旨を十分に理解し、自らの行動及び会社のための行動において遵守するよう指導しております。

使用人の職務の執行が適正に行われていることを検証するため、社長の指示による内部監査室の監査を実施し、社長に対し直接報告する体制をとっております。

また、社内においてコンプライアンス違反行為等を発見した場合には、管理部長、社外取締役、並びに管理部長が指定する者に通報しなければならないこととしております。

この場合、通報者の希望による匿名を認めることとし、不利益な扱いをいたしません。

6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在当社は、企業集団を形成していませんが、当社グループにおける業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を定めており、子会社が行う重要な意思決定については、当社との事前の協議が必要な旨を定め、子会社の適切な管理を行う体制をとっております。

7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査等委員会を補助する使用人を置いていませんが、監査等委員会が必要とする場合は、その職務を補助すべき使用人を置くことといたします。

また、その選任については、取締役会において社員の中から適任者を決定いたします。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事異動、人事考課、賃金その他の報酬については監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会において決定いたします。

9. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役は、取締役会等において業務の執行状況を報告するとともに、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告を行います。

内部監査においては、監査等委員会は、随時内部監査に同行し、内部監査室と連携して業務監査を実施して、その内容を把握しております。

取締役及び使用人は、上記以外に業務等で当社にとって重要な事項を発見した場合は、監査等委員会に報告を行います。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、会計監査人との連携を密にするほか、必要に応じて顧問弁護士など外部のアドバイスを活用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は「ウェルネット コンプライアンス行動規準」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を断固として排除する方針を明記するとともに、反社会的勢力による被害防止のための基本原則を定めております。

当社は管理部にて反社会的勢力への対応を統括しており、不当要求防止責任者を設置しております。また警察、暴力追放運動推進都民センター、特殊暴力防止連合会、弁護士等の外部の専門機関と密接な連携関係を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、2013年年9月26日開催の第31回定時株主総会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の更新の件」を株主の皆様にご承認いただき、いわゆる買収防衛策を継続しておりましたが、本プランの有効期間は、2016年9月開催の第34回定時株主総会終結の時までとなり、当社は2016年8月18日開催の取締役会において、有効期間満了をもって本プランを継続しないことを決議いたしました。

当社は、2013年8月に公表した「中期経営3か年計画（2013年7月-2016年6月）」において、諸施策に積極的に取り組んだ結果、当初より掲げていた数値目標である最終年度における「営業利益20億円」、「ROE15%」を達成することができました。その結果、株式時価総額が3年間で大きく伸長するなど、企業価値を向上させることができました。

また、2016年7月からの5年を対象として新たな中期経営5か年計画を策定し、引き続き現状のビジネススキームの維持発展を継続するうえに、フィンテックの急速な進展、実用化が見込まれ、またIoTの利活用が始まるなど、当社を取り巻く大きな環境変化を新たなビジネスチャンスに変えるための投資を積極的に行っていくことで、経常利益目標を2021年6月期に50億円と設定し、更にもう一段高い企業価値創生に挑んでおります。この中期経営5か年計画を推進していくことが、更なる企業価値の向上につながるものと考えます。

一方、金融商品取引法による大量取得行為に関する規制の整備が浸透し、株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保するという本プランの目的が一定程度担保されてきております。このような状況のもと、本プランを継続する必要性が相対的に低下してきているものと判断したものです。

なお、本プランの有効期間満了後も、当社株式の大量買付行為を行なおうとする者に対しては、大量買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示に係る基本方針について

当社は、経営の透明性や企業の信頼性向上のために積極的な情報開示が必要であるとの基本認識に立ち、株主をはじめとするステークホルダーが必要とする情報を適時・適切に開示することを基本方針として「ウェルネットコンプライアンス行動規程」に明記し、公平かつ適時・適切な会社情報の開示に努めております。

2. 適時開示に係る社内体制について

当社は、適時・適切な情報開示を実現するため、社内規程（「情報開示規程」および「内部者取引管理規程」）を定め、この基本ルールに従い適切な情報管理および情報開示手続を行っております。会社情報の適時開示に係る業務の所管を管理部とし、同部の担当役員である管理部長を「情報取扱責任者」としております。「情報取扱責任者」は、社内各部門との連携により、適切な情報収集および分析を行っております。「情報取扱責任者」に一元的に集約され分析された情報について、代表取締役社長の承認を得て情報開示が決定されます。決定後「情報取扱責任者」は管理部の「情報開示担当者」に指示し開示を行います。公表の方法は、TDnetへの登録および必要に応じて記者会見、資料投函などの方法によっております。なお公表した情報は当社ホームページにも掲載しております。

(1) 決定事実に関する情報

取締役会で重要事項を決定した場合は、決定後、速やかに「情報取扱責任者」の指示のもと「情報開示担当者」が開示を行います。

(2) 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報につきましては、当該事実の発生を認識した部門から直ちに「情報取扱責任者」に報告がなされます。「情報取扱責任者」は内容及び情報の関与者等を把握し、当該関与者に適切な情報管理について指導するとともに、適時開示の要否を判断のうえ、代表取締役社長に報告します。開示の決定を受けた後、速やかに「情報取扱責任者」の指示のもと「情報開示担当者」が開示を行います。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報につきましては、管理部が開示資料を作成し取締役会に付議し、取締役会の承認を得た上で、速やかに「情報取扱責任者」の指示のもと「情報開示担当者」が開示を行います。

(4) 子会社に係る情報

子会社に係る情報につきましては、「関係会社管理規程」に基づき当社への報告が義務付けられており、報告を受けた「情報取扱責任者」は適時開示の要否を判断のうえ、代表取締役社長に報告します。開示の決定を受けた後、速やかに「情報取扱責任者」の指示のもと「情報開示担当者」が開示を行います。

3. 適時開示体制を対象としたモニタリング

開示すべき会社情報は、正確性と適法性について会計監査人、また必要に応じて、弁護士のチェックとアドバイスを受けております。また、適時開示体制および情報開示プロセスについて、監査等委員会による監視・監査、内部監査室による監査を実施しております。

株主総会

選任/解任

取締役会

監督

報告

選任/解職

代表取締役社長

指示

報告

報告

指示

経営会議

報告

決定

業務執行部門

業務執行体制

連携

内部監査室

内部監査

選任/解任

選任/解任

監査

監査等委員会

監査

連携

会計監査人

連携

助言

弁護士

連携

企業倫理に関する
通報窓口